

在園（希望）する施設名	歳児クラス	児童名
	歳児	
	歳児	
	歳児	

（あて先）京田辺市長

## 求職活動に関する申立書

保育所等利用申請及び保育要件の確認にあたり、現在求職活動中のため、求職活動開始日（保育所等利用申請の場合、希望開始月）から90日間に限り、以下の状況であることを申し立てます。

<p><b>① 活動の内容</b> （該当するものに○印、複数回答可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所（ハローワーク）に通っている。（週 回数程度）</li> <li>・会社説明会に参加または面接を受け、採用試験を受けている。 （会社説明会 回数、面接 回数、ともに最近の1か月の状況）</li> <li>・就職斡旋機関に登録し、仕事を探している。 （登録先名称： ）</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>		
<p><b>② 求職活動をする際の勤務条件</b></p>	職 種		
	勤 務 地		
	雇 用 形 態		
	勤 務 時 間	平日	時 分 ～ 時 分
土曜日		時 分 ～ 時 分	
<p><b>③ 求職活動中であることを確認できる書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所（ハローワーク）の求職カードの写し</li> <li>・雇用保険受給者資格証 ・ 就職斡旋機関登録画面の写し</li> <li>・その他（ ）</li> </ul>		

### <直近1か月の求職活動状況>

活動日	活動内容	事業所（会社）名	事業所（会社）所在地
例) ○.○.○	会社説明会	(株) ○○○○○	京田辺市○○○番地

上記のとおり相違ありません。また、下記注意事項を了解しました。

年 月 日

氏名（求職活動中の保護者）

#### 【注意事項】

就労証明書等の提出ができない場合は、支給認定期間が終了するとともに、保育の利用申請についても無効となります。（保育の利用ができなくなります。）

なお、保育所等利用開始後、同一年度に同事由（求職活動中）による再申請はできません。

就労証明書提出期限

年 月 日

提出がない場合の申請取り下げ（退所）日

年 月 日